

産業廃棄物処理施設設置許可申請書			
青森市長		様	申請者 住所 氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名) 電話番号
年 月 日			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。			
産業廃棄物処理施設の設置の場所			
産業廃棄物処理施設の種類			
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)			
着工予定年月日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日	
※許可の年月日		年 月 日	
※許可番号			
産業廃棄物処理施設の処理能力		m ³ /日 () 時間 t /日 () 時間 m ³ /時間 t /時間 面積 m ² 埋立容量 m ³	
△産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	産業廃棄物処理施設の位置		
	産業廃棄物処理施設の処理方式		
	産業廃棄物処理施設の構造及び設備		
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量	
	処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。))を含む。		
	設計計算上達成することができ排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値		
その他産業廃棄物処理施設の構造等に関する事項			
※事務処理欄			

(第2面)

△産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		
	その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項		
△災害防止のための計画（産業廃棄物の最終処分場である場合）			
焼却灰等、汚泥等又は廃石綿等若しくは石綿含有産業廃棄物の熔融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法	特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物	区分	自家処分 委託処分
		処分方法	
	特別管理産業廃棄物	区分	自家処分 委託処分
		処分方法	
△埋立処分の計画（最終処分場の場合）			
△産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項			

(第3面)

[illegible]

(第4面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき）

発行済株式の 総数	株		出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額	本	籍
		割 合	住	所

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役職名・呼 称	住	所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 産業廃棄物処理施設の種類のについては、脱水施設、焼却施設、中和施設、最終処分場等の別を記入すること。
- △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
 - 産業廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 焼却灰等の処分方法は、令第7条第3号、第5号、第8号、第10号、第12号及び第13号の2に掲げる施設の場合に記載すること。
- 汚泥等の処分方法は、令第7条第4号、第6号及び第11号に掲げる施設の場合に記入すること。
- 廃水銀等の硫化処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法は、令第7条第10号の2に掲げる施設に該当する場合に記入すること。
- 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法は、令第7条第11号の2に掲げる施設の場合に記入すること。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例より作成した書面に記載して、その書類を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

廃棄物処理施設設置許可申請書関係書類一覧表（申請者が法人の場合）

インデックス番号、添付書類名	記載項目	詳細な内容
1. 事業計画書	①事業者名及び住所	事業者の名称、住所等を明記する。
	②事業の目的	事業の目的を明記する。
	③事業実施場所	事業の実施場所を明記する。
	④施設処理能力	(〇〇単位/日、△△時間)、(〇〇単位/時間)
	⑤廃棄物の処理計画	事業で予定する年間や月間の廃棄物の処理量・処理物の発生量等について明記する。
	⑥搬入計画	運搬車両の主な搬入・搬出経路、台数
	⑦処理する廃棄物の排出元	処理する廃棄物の予定される排出事業者、場所等を明記する。
	⑧処理後の用途、販売先等	処理後の資材の用途・販売先等を明記する。
	⑨その他	事業計画として必要と思われる項目、PRしたい項目等を追加して記載する。
2. 廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書	①当該施設の設備概要	当該施設及びその付帯施設の構造、仕様、配置等が分かる資料を整理する。 施設の処理能力をどのように計算して算出したかわかる資料を添付する。 施設本体や建屋等の構造計算書も添付する。
	② 〃 の装置仕様	
	③ 〃 の設計図面、カタログ等	
	④ 〃 の処理能力算定資料	
	⑤付帯施設の図面等	
	⑥その他構造を明らかにする資料	
3. 書類、図面、処理工程図	①（最終処分場の場合）周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面	最終処分場の周囲の地形、地質を測量したデータ等、地下水の状況がわかる水質検査調査書等の書類及び図面を添付する。
	②（最終処分場以外の施設） 処理工程図（作業フロー） 移動式の場合は駐機場と移動先に分けて作成する。	搬入、計量、保管、選別、処理、搬出等に関して、その方法や用途などをフローにしてできるだけ詳細に分かりやすく図示する。
4. 当該廃棄物処理施設の付近の見取図		
4-1 位置図、配置図等	①位置図	青森市内での位置が分かるもの。 1/50,000～1/1,000等の地図上で付近集落や主要道路との距離や位置関係がわかるもの。 1/1,000以下で事業地内での施設の配置が詳細にわかるもの。
	②見取図	
	③配置図等	
4-2 設置場所の登記簿等	①土地登記簿謄本	施設を設置する土地の所有者及び地籍を証明するための登記簿謄本、地図等
	②公図、17条地図	
4-3 土地の所有権、使用权を証明する書類	①賃貸契約書等	土地を借地して使用する場合は、使用权を証明できる賃貸借契約書等を添付する。
4-4 関係住民との協議資料 ※事前に説明・協議した場合のみ	①事前説明書 ②関係住民の同意書	施設の設置により生活環境の影響を受けられる関係住民等の理解や協力を得るために行った事前説明書や同意書がある場合添付する。
5. 当該廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類		
5-1 構造基準及び維持管理基準 (移動式の場合は駐機場と移動先に分けて作成)	①構造基準とそれに対する対応策 (別紙1参照)	廃棄物処理法に規定される構造基準を記載し、基準に適合するための対応策を併記する。
	②維持管理基準とそれに対する対応策 (別紙2参照)	廃棄物処理法に規定される維持管理基準を記載し、基準に適合するための対応策を併記する。
	③廃棄物の保管場所の図面及び容量算定計算書	廃棄物の保管場所及び処理物の保管場所の寸法の入った図面を作成し、その容量計算を明記する。(廃棄物の比重はその根拠の添付又は県外廃棄物搬入事前協議での重量換算値を使用する。)
5-2 維持管理計画書 (移動式の場合は駐機場	①運転時間（タイムスケジュール）	運転時間や休憩時間等を明記する。
	②設備の点検項目とその頻度及び記	施設の点検項目等や記録簿等の様式の添付及びそ

と移動先に分けて作成)	録簿	の点検頻度等を記載する。	
	③生活環境への対処方法	生活環境影響項目に対する環境保全方法等についての体制を明記する。	
	④維持管理体制及び緊急時連絡先	施設の監視体制及び連絡体制について系統図等で明記する。	
5-3 技術的能力を説明する書類	①技術管理者の設置を証明する書類 ※技術管理者が当該法人に雇用されていることを証明する書類を添付すること。（役員等である場合は除く）	法第 22 条に規定される技術管理者を設置することを証明する書類（(財)日本環境衛生センターで実施される講習会を修了したことを証明する修了証の添付等）	
6. 当該廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する資金の総額、その資金の調達方法を記載した書類	①施設の設置に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類	当該施設の設置に要する土地の取得費用、各施設購入費用等の資金を算出した書類（施設の売買契約書等）及びその資金の調達方法を証明する書類を記載又は添付する。	
	②施設の維持管理に要する費用の総額及びその費用の調達方法を記載した書類	当該施設を維持管理するために要する費用を算出した資料及びその費用の調達方法を証明する書類を記載又は添付する。	
7. 直前 3 年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証明する書類	①貸借対照表（決算報告書等）	直前 3 事業年度分	
	②損益計算書	〃	
	③株主資本等変動計算書、個別注記票	〃	
	④納税証明書	〃	
8. 定款又は寄付行為及び登記簿謄本	①法人の定款		
	②法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	（申請時から直前 3 ヶ月以内の登記簿謄本）	
9. 住民票の写し、登記されていないことの証明書等			
9-1 廃棄物処理法第 14 条第 3 項第 2 号ニに規定する役員の住民票の写し等 ※青森市に住所を有する者は「添付書類省略に係る同意書」の提出をもって、省略できます。	①役員の住民票の写し（本籍が表示されたもの）	申請時から直前 3 ヶ月以内のもの	
	②役員の「登記されていないことの証明書」又は「登記されていることの証明書」	〃	
	③登記されていることの証明書を提出した役員等にあつては、「精神機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうか」を審査することができる医師の診断書、診断時に行った認知症に関する試験結果等（以下「医師の診断書等」という。）	〃	
9-2 5%以上の株主又は 5%以上の額に相当する出資者の住民票の写し等 ※青森市に住所を有する者は「添付書類省略に係る同意書」の提出をもって、省略できます。	①株主又は出資者の住民票の写し（本籍が表示されたもの）	申請時から直前 3 ヶ月以内のもの	※株主、出資者に法人がある場合は、その法人の登記簿謄本
	②株主又は出資者の「登記されていないことの証明書」又は「登記されていることの証明書」	〃	
	③登記されていることの証明書を提出した役員等にあつては、「精神機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうか」を審査することができる医師の診断書等	〃	
9-3 使用人の住民票の写し等 ※青森市に住所を有する者は「添付書類省略に係る同意書」の提出をもって、省略できます。	①使用人の住民票の写し（本籍が表示されたもの）	申請時から直前 3 ヶ月以内のもの	
	②使用人の「登記されていないことの証明書」又は「登記されていることの証明書」	〃	
	③登記されていることの証明書を提出した役員等にあつては、「精神機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうか」を審査することができる医師の診断書等	〃	

1 0. 申請者が欠格要件に該当しない者であることを誓約する書類	申請者が法第 14 条第 5 項第 2 号イからハまでに該当しないことを誓約する書面	
1 1. 有価証券報告書	直前事業年度に係る有価証券報告書	有価証券報告書の提出により 7、8 の書類の添付を省略できる。
1 2. 先行許可証 (廃棄物処理法施行規則第 11 条第 8 項)	①産業廃棄物収集運搬業(変更)許可証 ②産業廃棄物処分業(変更)許可証 ③特管産廃収集運搬業(変更)許可証 ④特管産廃処分業(変更)許可証 ⑤産廃処理施設設置(変更)許可証	平成 12 年 10 月 1 日以降に受けた許可であって、当該許可の日から起算して 5 年を経過しない許可を受けている場合は、先行許可証の提出により 9-1～9-3 の住民票等の添付を省略できる。
1 3. その他	①委任状（代理人申請する場合） ②関係法令に関する届出書等	代理人に対する委任状と代理人の身分証明書等関係法令で他部署に提出した届出書類の写し
1 4. 生活環境影響調査書	①廃棄物処理法に基づく内容の調査書	法に規定する内容を満たす調査書を添付する。

(別紙 1)

木くず・がれき類の破碎施設の構造基準

構 造 基 準	基準を満たしていることの説明、その対応策
○ 共通基準 (廃棄物処理法施行規則第 12 条)	
(第 1 号) 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。	
(第 2 号) 削除	
(第 3 号) 産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。	
(第 4 号) 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。	
(第 5 号) 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。	
(第 6 号) 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。	
(第 7 号) 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。	
○ 個別基準 (同法施行規則第 12 条の 2)	
(第 9 項第 1 号) 破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置その他の必要な装置が設けられていること。	

※ 木くず・がれき類の破碎施設以外の産業廃棄物処理施設の場合は、上記項目を廃棄物処理法施行規則第 12 条の 2 に規定されているもののうち申請施設に該当する項目に変更すること。

(別紙2)

木くず・がれき類の破碎施設の維持管理基準

維持管理基準	基準を満たしていることの説明、その対応策
○ 共通基準 (廃棄物処理法施行規則第12条の6)	
(第1号) 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。	
(第2号) 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	
(第3号) 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	
(第4号) 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。	
(第5号) 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	
(第6号) 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	
(第7号) 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	
(第8号) 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的な放流水の水質検査を行うこと。	
(第9号) 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置(法第21条の2第1項に規定する応急の措置を含む。)の記録を作成し、三年間保存すること。	
○ 個別基準 (同法施行規則第12条の7)	
(第9項第1号) 破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。	

※ 木くず・がれき類の破碎施設以外の産業廃棄物処理施設の場合は、上記項目を廃棄物処理法施行規則第12条の7に規定されているもののうち申請施設に該当する項目に変更すること。

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

青森市長

様

産業廃棄物処理施設使用前検査申請書 年 月 日 青森市長 様 申請者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2第5項(法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)の規定により、産業廃棄物処理施設の使用前検査を受けたいので、関係図面等を添えて申請します。	
許可の年月日及び 許可番号	年 月 日 第 号
設置場所	
竣工の年月日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日
受付欄	

産業廃棄物処理施設定期検査申請書	
年 月 日	
青森市長	様
申請者	
住 所	
氏 名	
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 2 の 2 第 1 項の規定により、産業廃棄物処理施設の定期検査を受けたいので申請します。	
産業廃棄物処理施設の設置場所	
産業廃棄物処理施設の種 類	
許 可 の 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
※事務処理欄	

産業廃棄物処理施設変更許可申請書			
青森市長		様	
		申請者	
		住所	
		氏名	
		(法人にあっては名称及び代表者の氏名)	
		電話番号	
年 月 日			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 5 条の 2 の 6 第 1 項の規定により、産業廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。			
産業廃棄物処理施設の設置の場所			
産業廃棄物処理施設の種類			
許可の年月日		年 月 日	
許可番号			
変更の内容	産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)		
	産業廃棄物処理施設の処理能力	変更後	変更前
		m ³ ／日 () 時間 t ／日 () 時間 m ³ ／時間 t ／時間	m ³ ／日 () 時間 t ／日 () 時間 m ³ ／時間 t ／時間
		面積 m ² 埋立容量 m ³	面積 m ² 埋立容量 m ³
	△産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
△産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画			
変更の理由			
着工予定年月日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日	
※許可の年月日		年 月 日	
※許可番号			
※事務処理欄			

(第2面)

[illegible]

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	株		出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本 籍	
		割 合	住	所

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼 称	住 所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 産業廃棄物処理施設の種類のについては、脱水施設、焼却施設、中和施設、最終処分場等の別を記入すること。
- △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、別紙については、次の図面等を含むこと。
 - 産業廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
 - 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
 - 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
 - 放流水の水質に変更がある場合は、最終処分場の場合は排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
- △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例より作成した書面に記載して、その書類を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

廃棄物処理施設変更許可申請書関係書類一覧表（申請者が法人の場合）

インデックス番号、添付書類名	記載項目	詳細な内容
1. 事業計画書 （当初から変更となる部分については変更前後が分かるように記載する）	①事業者名及び住所	事業者の名称、住所等を明記する。
	②事業の目的	事業の目的を明記する。
	③事業実施場所	事業の実施場所を明記する。
	④施設処理能力	（〇〇単位/日、△△時間）、（〇〇単位/時間）
	⑤廃棄物の処理計画	事業で予定する年間や月間の廃棄物の処理量・処理物の発生量等について明記する。
	⑥搬入計画	運搬車両の主な搬入・搬出経路、台数
	⑦処理する廃棄物の排出元	処理する廃棄物の予定される排出事業者、場所等を明記する。
	⑧処理後の用途、販売先等	処理後の資材の用途・販売先等を明記する。
	⑨その他	事業計画として必要と思われる項目、PRしたい項目等を追加して記載する。
2. 変更後の廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書 （当初から変更となる部分については変更前後が分かるように記載する）	①当該施設の設備概要	当該施設及びその付帯施設の構造、仕様、配置等が分かる資料を整理する。 施設の処理能力をどのように計算して算出したかわかる資料を添付する。 施設本体や建屋等の構造計算書も添付する。
	② 〃 の装置仕様	
	③ 〃 の設計図面、カタログ等	
	④ 〃 の処理能力算定資料	
	⑤付帯施設の図面等	
	⑥その他構造を明らかにする資料	
3. 変更後の維持管理に関する計画を記載した書類	①排ガスの性状・放流水の水質等について周辺地域の生活保全のため達成することとした数値	変更後の施設の排ガスの性状、放流水の水質等について周辺的生活保全のため達成することとした数値を算定した資料を添付する。
	②排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	変更後の施設の排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度について算定した資料を添付する。
	③その他廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	施設の変更により維持管理に関する事項が変更となる場合、その内容について明記する。
4. 書類、図面、処理工程図 （当初から変更となる部分については変更前後が分かるように記載する）	①（最終処分場の場合）周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面	最終処分場の周囲の地形、地質を測量したデータ等、地下水の状況がわかる水質検査調査書等の書類及び図面を添付する。
	②（最終処分場以外の施設） 処理工程図（作業フロー） 移動式の場合は駐機場と移動先に分けて作成する。	搬入、計量、保管、選別、処理、搬出等に関して、その方法や用途などをフローにしてできるだけ詳細に分かりやすく図示する。
5. 当該廃棄物処理施設の付近の見取図		
5-1 位置図、配置図等 （当初から変更となる部分については変更前後が分かるように記載する）	①位置図	青森市内での位置が分かるもの。
	②見取図	1/50,000～1/1,000等の地図上で付近集落や主要道路との距離や位置関係がわかるもの。
	③配置図等	1/1,000以下で事業地内での施設の配置が詳細にわかるもの。
5-2 設置場所の登記簿等 （変更、追加がある場合）	①土地登記簿謄本	施設を設置する土地の所有者及び地籍を証明するための登記簿謄本、地図等
	②公図、17条地図	
5-3 土地の所有権、使用权を証明する書類 （変更、追加がある場合）	①賃貸契約書等	土地を借地して使用する場合は、使用权を証明できる賃貸借契約書等を添付する。
6. 変更後の廃棄物処理施設の維持管理に関する技術的能力を説明する書類		
6-1 構造基準及び維持管理基準 （当初から変更となる部分については変更前後が分かるように記載する） （移動式の場合は駐機場と移動先に分けて作成）	①構造基準とそれに対する対応策（別紙1参照）	廃棄物処理法に規定される構造基準を記載し、基準に適合するための対応策を併記する。
	②維持管理基準とそれに対する対応策（別紙2参照）	廃棄物処理法に規定される維持管理基準を記載し、基準に適合するための対応策を併記する。
	③廃棄物の保管場所の図面及び容量算定計算書	廃棄物の保管場所及び処理物の保管場所の寸法の入った図面を作成し、その容量計算を明記する。 （廃棄物の比重はその根拠の添付又は県外廃棄物搬入事前協議での重量換算値を使用する。）

6-2 維持管理計画書 （当初から変更となる部分については変更前後が分かるように記載する） （移動式の場合は駐機場と移動先に分けて作成）	①運転時間（タイムスケジュール）	運転時間や休憩時間等を明記する。	
	②設備の点検項目とその頻度及び記録簿	施設の点検項目等や記録簿等の様式の添付及びその点検頻度等を記載する。	
	③生活環境への対処方法	生活環境影響項目に対する環境保全方法等についての体制を明記する。	
	④維持管理体制及び緊急時連絡先	施設の監視体制及び連絡体制について系統図等で明記する。	
6-3 技術的能力を説明する書類	①技術管理者の設置を証明する書類 ※技術管理者が当該法人に雇用されていることを証明する書類を添付すること。（役員等である場合は除く）	法第 22 条に規定される技術管理者を設置することを証明する書類（（財）日本環境衛生センターで実施される講習会を修了したことを証明する修了証の添付等）	
7. 変更後の廃棄物処理施設の維持管理に関する資金の総額、その資金の調達方法を記載した書類 （当初から変更となる部分については変更前後が分かるように記載する）	①施設の変更に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類	当該施設の変更に要する土地の取得費用、各施設購入費用等の資金を算出した書類（施設の売買契約書等）及びその資金の調達方法を証明する書類を記載又は添付する。	
	②施設の変更後の維持管理に要する費用の総額及びその費用の調達方法を記載した書類	変更後の施設を維持管理するために要する費用を算出した資料及びその費用の調達方法を証明する書類を記載又は添付する。	
8. 直前 3 年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証明する書類	①貸借対照表（決算報告書等）	直前 3 事業年度分	
	②損益計算書	〃	
	③株主資本等変動計算書、個別注記票	〃	
	④納税証明書	〃	
9. 定款又は寄付行為及び登記簿謄本	①法人の定款		
	②法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	（申請時から直前 3 ヶ月以内の登記簿謄本）	
10. 住民票の写し、登記されていないことの証明書等			
10-1 廃棄物処理法第 14 条第 5 項第 2 号ニに規定する役員の住民票の写し等	①役員 の住民票の写し（本籍が表示されたもの）	申請時から直前 3 ヶ月以内のもの	
	②役員の「登記されていないことの証明書」又は「登記されていることの証明書」	〃	
	③登記されていることの証明書を提出した役員等にあつては、「精神機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうか」を審査することができる医師の診断書、診断時に行った認知症に関する試験結果等（以下「医師の診断書等」という。）	〃	
10-2 5%以上の株主又は 5%以上の額に相当する出資者の住民票の写し等	①株主又は出資者の住民票の写し（本籍が表示されたもの）	申請時から直前 3 ヶ月以内のもの	※株主、出資者に法人がある場合は、その法人の登記簿謄本
	②株主又は出資者の「登記されていないことの証明書」又は「登記されていることの証明書」	〃	
	③登記されていることの証明書を提出した役員等にあつては、「精神機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうか」を審査することができる医師の診断書等	〃	
10-3 使用人の住民票の写し等	①使用人の住民票の写し（本籍が表示されたもの）	申請時から直前 3 ヶ月以内のもの	
	②使用人の「登記されていないことの証明書」又は「登記されていることの証明書」	〃	
	③登記されていることの証明書を提出した役員等にあつては、「精神機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に	〃	

	行うことができない者に該当しないかどうか」を審査することができる医師の診断書等	
1 1. 申請者が欠格要件に該当しない者であることを誓約する書類	申請者が法第 14 条第 5 項第 2 号イからハまでに該当しないことを誓約する書面	
1 2. 先行許可証 (廃棄物処理法施行規則第 11 条第 8 項)	①産業廃棄物収集運搬業(変更)許可証 ②産業廃棄物処分業(変更)許可証 ③特管産廃収集運搬業(変更)許可証 ④特管産廃処分業(変更)許可証 ⑤産廃処理施設設置(変更)許可証	平成 12 年 10 月 1 日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して 5 年を経過しない許可を受けている場合は、先行許可証の提出により 10-1～10-3 の住民票等の添付が省略できる。
1 3. その他	①委任状(代理人申請する場合) ②関係法令に関する届出書等	代理人に対する委任状と代理人の身分証明書等関係法令で他部署に提出した届出書類の写し
1 4. 生活環境影響調査書	①廃棄物処理法に基づく内容の調査書	法に規定する内容を満たす調査書を添付する。

(別紙 1)

木くず・がれき類の破碎施設の構造基準

構 造 基 準	基準を満たしていることの説明、その対応策
○共通基準 (廃棄物処理法施行規則第 12 条)	
(第 1 号) 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。	
(第 2 号) 削除	
(第 3 号) 産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。	
(第 4 号) 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。	
(第 5 号) 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。	
(第 6 号) 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。	
(第 7 号) 産業廃棄物の受入れ設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。	
○個別基準 (同法施行規則第 12 条の 2)	
(第 9 項第 1 号) 破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置その他必要な装置が設けられていること。	

※ 当初から変更がある部分は、変更前後が分かるように記載すること。

※ 木くず・がれき類の破碎施設以外の産業廃棄物処理施設の場合は、上記項目を廃棄物処理法施行規則第 12 条の 2 に規定されているもののうち申請施設に該当する項目に変更すること。

(別紙2)

木くず・がれき類の破碎施設の維持管理基準

維持管理基準	基準を満たしていることの説明、その対応策
○ 共通基準 (廃棄物処理法施行規則第12条の6)	
(第1号) 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。	
(第2号) 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	
(第3号) 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	
(第4号) 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。	
(第5号) 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	
(第6号) 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	
(第7号) 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	
(第8号) 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的な放流水の水質検査を行うこと。	
(第9号) 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置(法第21条の2第1項に規定する応急の措置を含む。)の記録を作成し、三年間保存すること。	
○ 個別基準 (同法施行規則第12条の7)	
(第9項第1号) 破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。	

※ 当初から変更がある部分は、変更前後が分かるように記載すること。

※ 木くず・がれき類の破碎施設以外の産業廃棄物処理施設の場合は、上記項目を廃棄物処理法施行規則第12条の7に規定されているもののうち申請施設に該当する項目に変更すること。

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

青森市長

様

様式第二十一号（第十二条の七の十五関係）

特定産業廃棄物最終処分場状況等報告書（ 年度）

青森市長 様

年 月 日

報告者
住 所

氏 名
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

年度の特定産業廃棄物最終処分場の状況等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 12 条の 7 の 15 の規定により、次のとおり報告します。

許 可 の 年 月 日 及 び 許 可 番 号	
設 置 の 場 所	
埋 立 処 分 開 始 年 月	
埋 立 処 分 終 了 予 定 年 月	
放流水の水質及び当該測定に係る放流水を採取した年月日	
埋立処分を開始してから前年度の 3 月 31 日までに埋立処分された産業廃棄物の数量	
当該年度の 4 月から 9 月までに埋立処分された産業廃棄物の数量	
埋立処分の終了後に行う維持管理の内容	
上記の維持管理に必要な費用の額及びその算定の基礎の概要	
※事務処理欄	
備考	

放流水の水質については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第 2 条第 2 項第 3 号の規定によりその例によることとされた同令第 1 条第 2 項第 14 号ハ及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令第 1 条第 3 号ロの規定により測定したものを記載すること。

様式第二十三号（第十二条の十の二関係）

産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書			
青森市長		様	
		年 月 日	
		届出者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
産業廃棄物処理施設を軽微変更等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 2 の 6 第 3 項において準用する同法第 9 条第 3 項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。			
産業廃棄物処理施設の設置の場所			
産業廃棄物処理施設の種類			
許可の年月日及び許可番号		年 月 日 第 号	
変更の内容	△軽微な変更		
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更		
	△規則第 12 条の 10 に掲げる事項の変更（同条第 6 号関係を除く。）		
	規則第 12 条の 10 第 6 号に掲げる事項		
	(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役職名・呼称	本 籍 住 所
廃止若しくは休止又は再開の理由		(廃止・休止・再開の別)	
廃止若しくは休止又は再開の年月日		年 月 日	
※事務処理欄			
備考			
1. ※欄は記入しないこと。			
2. △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。			
3. 「規則第 1 2 条の 1 0 第 6 号に掲げる事項」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。			
4. 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。			

産業廃棄物処理施設設置者に係る一般廃棄物に係る届出書	
年 月 日	
青森市長 様	
届出者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を当該処理施設で処理したいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 5 条の 2 の 4 の規定により、次のとおり届け出ます。	
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
産業廃棄物処理施設の処理能力 (当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所 (既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。)の面積及び残余の埋立容量)	$m^3 / \text{日}$ () 時間 $t / \text{日}$ () 時間 $m^3 / \text{時間}$ $t / \text{時間}$ 埋立地の面積 m^2 残余の埋立容量 m^3
産業廃棄物処理施設に係る許可に付された条件	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類 (当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。) 及び種類ごとの処理量の見込み	
一般廃棄物の処理開始予定日	年 月 日
※事務処理欄	

(表面)

産業廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書		
年 月 日		
青森市長 様		
届出者		
住 所		
氏 名		
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		
電話番号		
産業廃棄物の最終処分場の埋立処分を終了したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第3項において準用する同法第9条第4項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。		
施設の廃止までの間の管理予定者及びその連絡先	住所 氏名	電話番号
最終処分場の種類		
設 置 場 所		
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
埋立地の面積、埋立ての深さ及び覆土の厚さ	面積 m ²	埋立ての深さ m 覆土の厚さ m
※事務処理欄		

(裏面)

埋立処分の方法			
埋立処分開始年月日	年 月 日		
埋立処分終了年月日	年 月 日		
	種 類	数 量 (m ³)	性 状
埋め立てた廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、数量及び性状			
備考 ※の欄は記入しないこと。			

(表面)

熱回収施設設置者認定申請書

年 月 日

青森市長 様

申請者
住所
氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の規定により、産業廃棄物の熱回収施設設置者として認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

熱 回 収 施 設 の 設 置 の 場 所		
※ 認 定 の 年 月 日		年 月 日
※ 認 定 番 号		
熱回収に必要な設備に関する事項	設備の種類及びその設備の能力	
	△設備の位置、構造等の設置に関する計画	
	△設備の維持管理に関する計画	
熱回収の内容に関する計画	熱回収施設において処分する産業廃棄物の種類	
	熱回収の方法	
	熱回収率	%
許 可 の 年 月 日 号 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号	
※事務処理欄		

(日本工業規格 A列4番)

(裏面)

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 設備の種類については、ボイラー、発電機、熱交換器の別を記入すること。
- 3 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量（トン／時）、発電機出力（キロワット）、熱交換器の能力（キロジュール／時、複数ある場合はそれぞれの能力）を記載すること。
- 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、△印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、次の図面等を含むこと。
 - (1) 設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置及び構造、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図を添付すること。
 - (2) 設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画を記載すること。また、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画も記載すること。
- 5 熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用、発電・熱利用の併用の別を記入すること。
- 6 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。
- 7 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

熱回収施設休廃止等届出書		
年 月 日		
青森市長 様		
届出者		
住 所		
氏 名		
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		
電話番号		
熱回収施設を休廃止等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条の4において準用する同令第5条の5の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。		
熱回収施設の設置の場所		
認定の年月日及び認定番号		年 月 日 第 号
熱回収を行わなくなったとき	理由	
	年月日	年 月 日
廃止、休止又は再開したとき	理由	(廃止・休止・再開の別)
	年月日	年 月 日
熱回収に必要な設備を変更したとき	△変更の内容	
	理由	
	年月日	年 月 日
※ 事 務 処 理 欄		
備考 1 ※欄は記入しないこと。 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。		

(日本工業規格 A列4番)

(表面)

産業廃棄物最終処分場廃止確認申請書

年 月 日

青森市長

様

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第15条の2の6第3項において準用する同法第9条第5項

第15条の3の2第2項

の規定により、産業廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

設 置 の 場 所		
許可の年月日及び許可番号		
埋め立てた産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量	種 類	数量(m ³)
埋立地の面積及び埋立ての深さ		
埋 立 処 分 の 方 法		
埋 立 処 分 開 始 年 月 日		
埋 立 処 分 終 了 年 月 日		
悪臭の発散の防止に関する措置の内容		
火災の発生の防止に関する措置の内容		
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容		
地下水等又は地下水の水質の状況		

(日本工業規格 A列4番)

(裏面)

遮断型最終処分場の場合	
覆いの厚さ、材料及び強度	
講じた措置の内容	
安定型最終処分場の場合	
埋立地からのガスの発生状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の浸透水の水質の状況	
埋立地の覆いの概要	
管理型最終処分場の場合	
埋立地の保有水等の水質の状況	
埋立地からのガスの発生状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の覆いの概要	
※事務処理欄	
備考 ※の欄は記入しないこと。 - 地下水等とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下「最終処分基準省令」という。）第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいうこと。 - 地下水とは、最終処分基準省令第2条第2項第2号ハの規定により採取された地下水をいうこと。 「遮断型最終処分場の場合」の欄の記載については、以下の点に留意すること。 - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第7条第14号イに掲げる施設の場合に記入すること。 - 覆いとは、最終処分基準省令第2条第2項第1号ニの規定による覆いをいうこと。 - 講じた措置とは、最終処分基準省令第2条第3項第1号ハの規定により講じた措置をいうこと。 「安定型最終処分場の場合」の欄の記載については、以下の点に留意すること。 - 施行令第7条第14号ロに掲げる施設の場合に記入すること。 - 浸透水とは、最終処分基準省令第2条第2項第2号ホの規定により採取された浸透水をいうこと。 - 覆いとは、最終処分基準省令第2条第3項第2号ニの規定による覆いをいうこと。 「管理型最終処分場の場合」の欄の記載については、以下の点に留意すること。 - 施行令第7条第14号ハに掲げる施設の場合に記入すること。 - 保有水等とは、最終処分基準省令第1条第3項第6号の規定により集められた保有水等をいうこと。 - 覆いとは、最終処分基準省令第1条第2項第17号の規定による覆いをいうこと。 - 都道府県知事が定める部数を提出すること。	

(第1面)

産業廃棄物処理施設 譲受け 許可申請書
借受け

年 月 日

青森市長 様

申請者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4において準用する同法第9条の5第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の 譲受け 借受け の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

譲受け又は借受けの相手方の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所

産業廃棄物処理施設の設置の場所

産業廃棄物処理施設の種類

許可の年月日及び許可番号

年 月 日 第 号

※譲受け等の許可の年月日

年 月 日

※譲受け等の許可番号

※事務処理欄

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

[illegible]

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	株		出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は 出資の金額	本	籍
		割 合	住	所

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役 職 名 ・ 呼 称	住	所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」の欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

青森市長

様

廃棄物処理施設譲受（借受）許可申請書関係書類一覧表（申請者が法人の場合）

インデックス番号、添付書類名	記載項目	詳細な内容	
1. 譲受又は借受の契約書	①施設の売買契約書、賃貸借契約書等の写し等 ②土地の売買契約書、賃貸借契約書等の写し等		
2. 当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類	技術管理者の設置を証明する書類 ※技術管理者が当該法人に雇用されていることを証明する書類を添付すること。（役員等である場合は除く）	法第 22 条に規定される技術管理者を設置することを証明する書類（（財）日本環境衛生センターで実施される講習会を修了したことを証明する修了証の添付等）	
3. 当該施設の維持管理に関する資金の総額、その資金の調達方法を記載した書類	施設の維持管理に要する費用の総額及びその費用の調達方法を記載した書類	当該施設を維持管理するために要する費用（内訳等含む）を算出した資料及びその費用の調達方法、を証明する書類を記載又は添付する。	
4. 直前 3 年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証明する書類	①貸借対照表（決算報告書等）	直前 3 事業年度分	
	②損益計算書	〃	
	③株主資本等変動計算書、個別注記票	〃	
	④納税証明書	〃	
5. 定款又は寄付行為及び登記簿謄本	①法人の定款		
	②法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	（申請時から直前 3 ヶ月以内の登記簿謄本）	
6. 申請者が欠格要件に該当しない者であることを誓約する書類	申請者が法第 14 条第 5 項第 2 号イからハまでに該当しない者であることを誓約する書面		
7. 役員の住民票の写し等	①役員の住民票の写し（本籍が表示されたもの）	申請時から直前 3 ヶ月以内のもの	
	②役員の「登記されていないことの証明書」又は「登記されていることの証明書」	〃	
	③登記されていることの証明書を提出した役員等にあつては、「精神機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうか」を審査することができる医師の診断書、診断時に行った認知症に関する試験結果等（以下「医師の診断書等」という。）	〃	
8. 5%以上の株主又は 5%以上の額に相当する出資者の住民票の写し等	①株主又は出資者の住民票の写し（本籍が表示されたもの）	申請時から直前 3 ヶ月以内のもの	※株主、出資者に法人がある場合は、その法人の登記簿謄本
	②株主又は出資者の「登記されていないことの証明書」又は「登記されていることの証明書」	〃	
	③登記されていることの証明書を提出した役員等にあつては、「精神機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうか」を審査することができる医師の診断書等	〃	
9. 使用人の住民票の写し等	①使用人の住民票の写し（本籍が表示されたもの）	申請時から直前 3 ヶ月以内のもの	

	②使用人の「登記されていないことの証明書」又は「登記されていることの証明書」	〃
	③登記されていることの証明書を提出した役員等にあつては、「精神機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうか」を審査することができる医師の診断書等	〃
1 0. 有価証券報告書	直前事業年度に係る有価証券報告書	有価証券報告書の提出により 4、5 の書類の添付を省略できる。
1 1. 先行許可証	下記許可証のいずれか。 ①産業廃棄物収集運搬業(変更)許可証 ②産業廃棄物処分業(変更)許可証 ③特管産廃収集運搬業(変更)許可証 ④特管産廃処分業(変更)許可証 ⑤産廃処理施設設置(変更)許可証	平成 12 年 10 月 1 日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して 5 年を経過しない許可を受けている場合は、先行許可証の提出により 7 ～ 9 の住民票等の添付を省略できる。

(第1面)

合併・分割認可申請書	
年 月 日	
青森市長	様
申請者	
名 称	
住 所	
代表者の氏名	
電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4において準用する同法第9条の6第1項の規定により、合併又は分割について認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。	
① 産業廃棄物処理施設の設置の場所	
② 産業廃棄物処理施設の種類	
③ 許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
④ 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該産業廃棄物処理施設を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名	
⑤ 合併又は分割の方法及び条件	
⑥ 合併又は分割の理由	
⑦ 合併又は分割の時期	
※認可の年月日	年 月 日
※認可番号	
※事務処理欄	

⑧申請者

(ふ り が な) 名 称	住 所

⑨役員

[illegible]

⑩発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(当該株主又は出資をしている者がある場合)

[illegible]

(第3面)

⑪令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

[illegible]

⑫合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該産業廃棄物処理施設を承継する法人において、役員となる者

[illegible]

(第4面)

⑬合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該産業廃棄物処理施設を承継する法人において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主となる者又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者となる者

発行済株式の 総数	株		出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
		割 合	住	所

⑭合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該産業廃棄物処理施設を承継する法人において、令第6条の10に規定する使用人となる者

[illegible]

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 申請者欄は、合併又は分割の当事者の連名とすること。
- 3 ⑨～⑭の欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 4 ⑨及び⑫の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 5 都道府県知事が定める部数を提出すること。

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

青森市長

様

産業廃棄物処理施設に係る合併（分割）認可申請書関係書類一覧表

インデックス番号、添付書類名	記載項目	詳細な内容	
１．合併契約書又は分割契約書の写し			
２．合併の当事者の一方又は吸収分割により当該施設を承継する法人が施設設置許可を受けた者でない法人である場合には以下の書類			
2-1 直前３年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証明する書類	①貸借対照表（決算報告書等）	直前３事業年度分	
	②損益計算書	〃	
	③株主資本等変動計算書、個別注記票	〃	
	④納税証明書	〃	
2-2 定款及び登記簿謄本	①法人の定款		
	②法人の登記簿謄本	申請時から直前３ヶ月以内の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	
2-3 申請者が欠格要件に該当しない者であることを誓約する書類	申請者が法第14条第5項第2号イからハまでに該当しない者であることを誓約する書面		
2-4 役員の住民票の写し等	①役員の住民票の写し（本籍が表示されたもの）	申請時から直前３ヶ月以内のもの	
	②役員の「登記されていないことの証明書」又は「登記されていることの証明書」	〃	
	③登記されていることの証明書を提出した役員等にあつては、「精神機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうか」を審査することができる医師の診断書、診断時に行った認知症に関する試験結果等（以下「医師の診断書等」という。）	〃	
2-5 5%以上の株主又は5%以上の額に相当する出資者の住民票の写し等	①株主又は出資者の住民票の写し（本籍が表示されたもの）	申請時から直前３ヶ月以内のもの	※株主、出資者に法人がある場合は、その法人の登記簿謄本
	②株主又は出資者の「登記されていないことの証明書」又は「登記されていることの証明書」	〃	
	③登記されていることの証明書を提出した役員等にあつては、「精神機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうか」を審査することができる医師の診断書等	〃	
2-6 産廃では令第6条の10に規定する使用人の住民票の写し等	①使用人の住民票の写し（本籍が表示されたもの）	申請時から直前３ヶ月以内のもの	
	②使用人の「登記されていないことの証明書」又は「登記されていることの証明書」	〃	
	③登記されていることの証明書を提出した役員等にあつては、「精神機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうか」を審査することができる医師の診断書等	〃	
2-7 現に行っている事業の概要を説明する書類			
３．合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人により当該施設を承継する法人に係る次に掲げる書類			
3-1 技術的能力を説明する書類	技術管理者の設置を証明する書類 ※技術管理者が当該法人に雇用されていることを証明する書類を添付すること。（役員等である場合は除く）	法第22条に規定される技術管理者を設置することを証明する書類（（財）日本環境衛生センターで実施される講習会を修了したことを証明する修了証の添付等）	

3-2 当該施設の維持管理に関する資金の総額、その資金の調達方法を記載した書類	施設の維持管理に要する費用の総額及びその費用の調達方法を記載した書類	当該施設を維持管理するために要する費用（内訳含む）を算出した資料及びその費用の調達方法を証明する書類を記載又は添付する。	
3-3 法第14条第3項第2号ニに規定する役員となる者の住民票の写し等	①役員となる者の住民票の写し（本籍が表示されたもの）	申請時から直前3ヶ月以内のもの	
	②役員となる者の「登記されていないことの証明書」又は「登記されていることの証明書」	〃	
	③登記されていることの証明書を提出した役員等にあつては、「精神機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうか」を審査することができる医師の診断書、診断時に行った認知症に関する試験結果等（以下「医師の診断書等」という。）	〃	
3-5 5%以上の株主又は5%以上の額に相当する出資者となる者の住民票の写し等	①株主又は出資者となる者の住民票の写し（本籍が表示されたもの）	申請時から直前3ヶ月以内のもの	※株主、出資者に法人がある場合は、その法人の登記簿謄本
	②株主又は出資者となる者の「登記されていないことの証明書」又は「登記されていることの証明書」	〃	
	③登記されていることの証明書を提出した役員等にあつては、「精神機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうか」を審査することができる医師の診断書等	〃	
3-6 使用人となる者の住民票の写し等	①使用人となる者の住民票の写し（本籍が表示されたもの）	申請時から直前3ヶ月以内のもの	
	②使用人となる者の「登記されていないことの証明書」又は「登記されていることの証明書」	〃	
	③登記されていることの証明書を提出した役員等にあつては、「精神機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうか」を審査することができる医師の診断書等	〃	
4. その他	①委任状（代理人申請する場合） ②関係法令に関する届出書等	代理人に対する委任状と代理人の身分証明書等 関係法令で他部署に提出した届出書類の写し	
5. 有価証券報告書	直前事業年度に係る有価証券報告書	有価証券の提出により 2-1 及び 2-2 の書類の添付を省略できる。	
6. 先行許可証	①産業廃棄物収集運搬業(変更)許可証 ②産業廃棄物処分業(変更)許可証 ③特管産廃収集運搬業(変更)許可証 ④特管産廃処分業(変更)許可証 ⑤産廃処理施設設置(変更)許可証	平成12年10月1日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して5年を経過しない許可を受けている場合は、先行許可証の提出により 2-4 から 2-6 まで、3-4 から 3-6 までの住民票等の添付が省略できる。	

(表面)

相 続 届 出 書	
年 月 日	
青森市長 様	
届出者 住 所 氏 名 電話番号	
産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者の地位を相続により承継したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4において準用する同法第9条の7第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。	
被 相 続 人 と の 続 柄	
被相続人の氏名及び死亡時の住所	氏名 住所
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産 業 廃 棄 物 処 理 施 設 の 種 類	
許 可 の 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
相 続 の 開 始 の 日	
※事 務 処 理 欄	

(裏面)

相続人

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
		住 所

法定代理人(相続人が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)

(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
		住 所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称		住 所

役員(法定代理人が法人である場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

令第6条の10に規定する使用人(相続人に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「相続人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」の欄までの各欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書類を添付すること。
- この届出書は、相続の日から30日以内に提出すること。

土地の形質の変更届出書

年 月 日

青森市長 様

届出者
住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

指定区域内における土地の形質の変更をしたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の19(第1項、第2項、第3項)の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

指定区域の所在地	
土地の形質の変更の種類	
土地の形質の変更の場所	
土地の形質の変更の施行方法	
土地の形質の変更の内容	
地下にある廃棄物の種類 (当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	
地下にある廃棄物の搬出の有無及び搬出先	
土地の形質の変更の着手予定日(又は着手日)	
土地の形質の変更の完了予定日(又は完了日)	